

平成28年第1回潟上市議会定例会会議録（3日目）

○開 会 平成28年3月4日 午前10:00

○散 会 午後 0:24

○出席議員（19名）

1番 鑑 仁 志	2番 堀 井 克 見	3番 佐々木 嘉 一
4番 小 林 悟	5番 澤 井 昭二郎	6番 藤 原 幸 雄
8番 藤 原 典 男	9番 西 村 武	10番 千 田 正 英
11番 戸 田 俊 樹	12番 菅 原 理恵子	13番 中 川 光 博
14番 佐 藤 義 久	15番 児 玉 春 雄	16番 大 谷 貞 廣
17番 伊 藤 正 吉	18番 菅 原 久 和	19番 鈴 木 斌次郎
20番 伊 藤 榮 悦		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男	副 市 長 鑑 利 行
教 育 長 肥 田 野 耕 二	総 務 部 長 藤 原 貞 雄
市民福祉部長 畠 山 靖 男	福祉事務所長 兼社会福祉課長 川 上 裕 隆
産業建設部長 渡 部 智	水 道 局 長 鈴 木 利 美
教 育 部 長 小 玉 隆	財 政 課 長 (部長待遇) 塚 本 光
総 務 課 長 栗 山 隆 昌	企 画 政 策 課 長 菅 原 剛
市 民 課 長 門 間 正 博	長 寿 社 会 課 長 伊 藤 巧
健康推進課長 嗟 峨 司 子	産 業 課 長 櫻 庭 春 樹
都市建設課長 菅 原 靖 仁	教 育 総 務 課 長 工 藤 素 子
幼児教育課長 佐々木 雅 輝	

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊 藤 清 孝	議会事務局次長 鈴 木 整
----------------	---------------



平成28年第1回潟上市議会定例会日程表（第3号）

平成28年3月4日（3日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問



午前10時00分 開会

○議長（伊藤榮悦） 皆さん、おはようございます。傍聴者の皆さん、朝早くからご苦勞様です。

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（伊藤榮悦） 日程第1、一般質問を行います。

本日の発言の順序は、9番西村 武議員、14番佐藤義久議員、8番藤原典男議員の順に行います。

9番西村 武議員の発言を許します。9番。

○9番（西村 武） 皆さん、おはようございます。また、傍聴者の皆さん、今日は本当に大変ご苦勞様です。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

平成28年度の一般会計並びに特別会計の予算案を審議する3月定例議会において、一般質問の機会を与えていただきましたことに感謝を申し上げます。また、日頃、市政発展のためご努力をされております当局のご苦勞に対しましても、敬意と感謝を申し上げます。

さて、私は、さきに提出しておりました通告書に基づきまして順次簡潔に質問致しますので、当局の誠意ある答弁を求めます。質問は大きく2点に分かれております。1点目は、国の2015年度補正予算成立と本市事業のかかわりについて、また2点目は、本市新住民と行政サービスについて。

それでは、中身の方に入らせていただきます。

我が国の2015年度補正予算成立と本市の事業のかかわりについて、お尋ねを致します。

国は、2015年度補正予算の柱となる一億総活躍社会実現に向けた取り組みと致しまして、子育て、介護の充実や環太平洋連携協定大筋合意を受けた国内対策等で、事業費総額3兆5,030億円を予算化しておりました。その中身と致しまして、一億総活躍社会関連に1兆1,646億円で、その主な事業と致しましては、2017年度末までに保育の受け皿を50万人分増やし、待機児童解消の加速化を図ることを目指すことや、不妊治療の助成拡充、ひとり親家庭の自立促進・子育てを支える対応策、また、介護離職ゼロを目指し、

在宅の施設サービスの整備前倒しや介護人材の確保・育成策の推進、また賃上げの恩恵を受けにくい低所得の高齢者等を対象にした3万円の臨時福祉給付金の支給等を掲げております。また農業関係においては、TPPを契機とした力強い経済の実現に向けて3,403億円の予算を確保し、地域ぐるみで収益向上を目指し、高収益が得られる作物への転換等を支援する産地パワーアップ事業を柱に、攻めの農林水産業を加速させることとともに、中小企業の海外展開を後押しする対策事業費などが主なものであります。本市事業とのかかわりについてお伺い致します。

(1) 市保育の待機児童の現状と児童生徒に対する支援策についてのご所見を伺います。

(2) 市も従来より不妊治療の助成を行ってきておりますが、国がさらに拡充を図るという中で、市としての対応策についてのご所見を伺います。

(3) ひとり親家庭の自立促進と子育て支援対応策についてのご所見を伺います。

(4) 介護のために自分の職を離れる介護離職者が多いと言われておりますが、市の現状は。また、高齢化時代に伴う介護人材の確保と育成に対する対応策についてのご所見を伺います。

(5) 賃上げの恩恵を受けにくい低所得者に3万円の臨時福祉給付金を6月末まで支給するようでございますけれども、市の該当者はどのくらいの人数か。また、その使い道としての指導はあるのかどうか、その辺のご所見を伺います。

(6) 国の方針として、攻めの農林水産業を加速させ、海外展開も後押しする農政方針でありますけれども、本市農林漁業に対しての指導等のかかわりについてのご所見を伺います。

以上6点について、前段も含めまして、生き生きと湧上3万4,000人のご活躍を期待しながらご所見を伺います。

## 2、市新住民と行政サービスについて。

人口減少時代に突入し、全国それぞれの市町村でもいかにして人口減少に歯止めをかけるかの対応策が、連日のように報道等で紹介している現状でございます。国も地方創生等で、それぞれの市町村のアイデアに期待しているところと思います。本市も例外ではなく、これまでいろいろな方策を講じてきていることは承知しております。本市は秋田市と隣接し、立地条件にも恵まれ、県内では人口減少率では最も少ない市と思われま。その背景として、近年では、市街化調整区域が都市計画法第34条第11号に基づき緩和さ

れたことにより、手頃な価格で土地を購入できるということでございます。新住民も増加し、この方々の大多数が本市に永住するものと思われま。これまでも行ってきたことでございますけれども、これからの時代さらに大切なことは、行政的サービスの充実と思ひます。昔の言葉で、「揺りかごから墓場まで」という言葉があります。そのような観点からご所見を伺ひます。

(1) 新興住宅地には子どもも多く、このような地域に遊具の設置等も必要と思ひますが、現状はどのようになっているのか。また、既に設置済みの遊具の点検等の実施状況は、農村公園等も含めましてどのようになっているのか、そのご所見を伺ひます。

(2) 新住民からよく相談を受けるのは墓地についてでございます。墓地用地は勝手に造成できないため、行政側の許可が必要であり、現状はどのようになっているものか。また、市として将来に向けてどのようなご所見なのか。

以上、前段も含めまして、当局のご所見を伺ひます。

まず以上で1回目の質問を終わります。

○議長（伊藤榮悦） 当局より答弁を求めます。肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） おはようございます。

9番西村 武議員の一般質問の1つ目「国の2015年度補正予算成立と本市事業のかかわりについて」の1点目と3点目について、お答え致します。

ご質問の1点目「市保育待機児童の現状について」であります。本市はここ数年、3歳未満児、特にゼロ歳児の入園希望が増えております。待機児童の現状につきましては、2月26日現在、新入園児の申し込みは、266人の申し込みがあります。39人の新入園児に入園の許可を現在出せない状況となっているところであります。ただ、現在も保育士を確保するため募集中であり、今後の保育士の応募の状況で、できるだけ待機児童を出さないようにしてまいりたいと思っております。

また、「児童生徒に対する支援策について」ですが、経済的な理由でお困りの小・中学校の児童・生徒のご家庭には、学校で必要な費用の一部を援助する就学援助制度があります。これは、年度末に学校や園を通じて全保護者へ通知しておりますが、年度途中でも随時相談・受付をしております。また、高校生や大学生等に奨学金の貸与を行っております。

ご質問の3点目「ひとり親家庭自立促進と子育て支援対応策」にお答え致します。

近年、生活様式や婚姻に対する意識の変化から、家族形態の多様化や離婚の増加など

により、本市においてもひとり親家庭は増加傾向にあります。ご質問にあります、ひとり親家庭の自立促進につきましては、ひとり親家庭は、経済的・社会的・精神的に不安定な状態におかれがちでございます。子育てと仕事の両立など、家庭生活においても多くの問題を抱えております。本市においては、こうしたひとり親家庭が直面する課題に対応するため、母子父子自立支援員や家庭児童相談員を配置し、相談支援体制の強化に努めております。あわせて、母子生活福祉資金等の貸付や各種資格取得の助成などを行うとともに、児童扶養手当、児童福祉医療費の助成をしております。

また、子育て支援対応策につきましては、多子世帯、ひとり親世帯の保育料軽減がございます。これまでは第1子の年齢制限を設け、第2子半額、第3子が無料でしたが、28年度4月より、年収360万円未満の世帯は第1子の年齢制限を設けず、多子世帯は第2子半額、第3子以降は無料、ひとり親世帯は第1子が半額、第2子以降無料となる予定でございます。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） 畠山市民福祉部長。

○市民福祉部長（畠山靖男） 西村議員の一般質問の1つ目の2点目及び4点目についてお答え致します。

ご質問の2点目「不妊治療費助成拡充への市としての対応策について」お答え致します。

このたびの国の補正予算による「不妊治療費助成拡充」につきましては、特定不妊治療費1回15万円を上限に通算6回まで申請できるものを、初回の上限を30万円に拡大することと、今まで行っていなかった男性の不妊治療費の上限15万円を助成するものでございます。

市では、特定不妊治療及び一般不妊治療費助成事業において、男性の不妊治療費助成は既に行っております。市の特定不妊治療費助成は、県の特定不妊治療費助成額を超えた自己負担分の全額として助成しております。市が独自で行っております一般不妊治療費助成につきましては、1回5万円を限度として年3回の助成をしておりますが、28年度からは、全額助成に拡充する予定です。

市の申請者は年々多くなり、23年度は14件でしたが、26年度には67件。出生数につきましても、23年度は4人でしたが、26年度は13人となり、今年度も2月末現在で13人、合計39人が生まれ、5人が妊娠中となっております。



不妊治療は経済的な負担も大きいことから、これからも不妊に悩むご夫婦の経済的・精神的な負担の軽減に努めてまいります。

ご質問の4点目「介護のために自分の職を離れる介護離職者が多いと言われていますが、市の現状は。また、高齢化時代に伴う介護人材の確保と育成に対する対応策について」お答え致します。

国では、2015年度補正予算において、介護離職ゼロに直結する緊急対策として、2020年代初頭までに介護サービスが利用できずやむを得ず離職する者をなくすとともに、特別養護老人ホームに入所が必要であるにもかかわらず自宅で待機している高齢者を解消することを目指し、都市部における約10万人の在宅・施設サービスの前倒し、上乘せ整備することとしています。

また、介護人材の育成・確保の対策として、介護福祉士修学資金等貸付事業、離職した介護人材の再就職準備金の貸付制度の新設や、介護福祉士養成施設の学生に対する学費等の貸付制度の拡充を行うほか、「地域医療介護総合確保基金」を積み増しして、追加的・緊急的な取り組みを講じるための財源を確保しております。

本市における介護離職の現状は、特別養護老人ホームや短期入所施設などの介護サービス基盤が充実しており、地域包括支援センターや在宅介護支援センターに寄せられた相談には、介護による離職に関する内容の相談は現在のところありません。

また、介護人材の確保と育成に対する対応については、県において、医療介護総合確保促進法に基づき計画を策定し、国の消費税財源を活用した地域医療介護総合確保基金を創設し、地域住民に対する介護の仕事の理解促進事業、介護従事者新規就労支援、介護職員のスキルアップ講座などを実施しております。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） 川上福祉事務所長。

○福祉事務所長兼社会福祉課長（川上裕隆） 9番西村 武議員の一般質問の1つ目の5点目の「臨時福祉給付金の該当者が、どのくらいの数かについて」お答え致します。

この低所得の高齢者向けの「年金生活者等支援臨時福祉給付金」については、平成28年前半の個人消費の下支えにも資するよう、国の27年度補正予算に、この給付金支給事業の実施に必要な経費が盛り込まれたものでございます。

ご質問にあります、市の該当者はどのくらいの数かにつきましては、平成27年度の臨時福祉給付金支給対象者のうち、平成28年度中に65歳以上となる方で4,000人を見

込んでございます。

また、使い道としての指導はあるのかにつきましては、食料品等の身近な商品の価格が上昇している中、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低所得の高齢者等に対して給付するもので、特に使い道の指導はございません。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） 渡部産業建設部長。

○産業建設部長（渡部 智） 9番西村 武議員の一般質問の1つ目の6点目「国の農政方針に対し本市農林漁業への関わりについて」お答え致します。

国では、T P Pの大筋合意を受け、昨年11月25日に農林水産分野におけるT P P対策案を発表致しました。それには、意欲ある農林漁業者が安心して経営に取り組めるようにすることにより確実に再生産が可能となるよう、交渉で獲得した措置と合わせて、経営安定・安定供給へ備えた措置の充実等を図ることとされております。今我が国の農政は、「農政新時代」とも言うべき新たなステージを迎えようとしております。

平成27年度T P P関連補正予算での本市における対応でございますが、産地パワーアップ事業については、本事業が基金化されたことにより、平成28年度からの事業開始を見込んでおります。まだ国からの詳細な事業説明はされておきませんので、この後事業説明等を受け、農業者に情報提供を行ってまいりたいと考えております。

また、市と致しましては、国が示している攻めの農林水産業への転換、いわゆる体質強化対策での各種事業について、農林水産省や県など関係機関が発する情報を注視し、農林漁業者やその関連団体等と一体となり指導・支援してまいりたいと考えております。

次に、一般質問の2つ目「市新住民と行政サービスについて」の1点目「新興住宅地のような地域への遊具等の設置の現状はどうなっているか。また、設置済み遊具の点検等の実施状況について」にお答え致します。

現在、市では159カ所の公園や緑地を管理しております。そのうち、遊具が設置されている公園は70カ所となっております。全ての公園や緑地について、維持管理を行うことは財政的に負担が大きくなることから、地域に根差した公園につきましては、草刈り等の管理を各町内から協力していただいております。宅地開発等により帰属される新たな緑地については、その面積も小さく、遊具等の設置は開発許可の条件ともなっていないことから、特に求めてはおりません。また、既存の遊具の点検につきましては、毎年専門業者に委託し、全数実施しております。その点検結果をもとに、緊急性も考慮しな

がら修繕並びに撤去を実施しております。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 畠山市民福祉部長。

○市民福祉部長（畠山靖男） 質問の2つ目の2点目「墓地についての現状と市として将来に向けてどのような考えかについて」お答え致します。

市内には、寺・集落・財産区等が所有する墓地が122カ所あり、そのうち市が管理している市営墓地が5カ所あります。市営墓地の総区画数は1,360区画あり、平成24年に44区画追加造成しました追分地区墓地公園には、現在15区画に空きがあります。この追分地区墓地公園に関しては、遺骨があり6カ月以内に墓地を建てることを要件に貸し出しをしているため、年間に数件の申し込みがある状況となっております。また、市営墓地以外にも、まだ空きがある状況であります。

墓地用地の新規造成に関しましては、墓地、埋葬に関する法律に基づき、同法施行規則により経営の許可を市が行うものであります。現在、申請及び相談物件はありません。今後、市営墓地につきましては、市内の墓地の需要に応じ検討してまいります。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） これより一問一答方式になります。9番、再質問ありませんか。9番。

○9番（西村 武） ただいま当局からは懇切丁寧なご答弁をいただきました。また、私の質問では一億総活躍、国の方針の予算ですけれども、これは本市でも平成28年度の主要施策、そういうものに盛り込んでおりますので、よく理解はしております。そういう中で、まず二、三点質問致しますけれども、（1）番の待機児童、あるいは児童生徒の支援策につきまして、例えば今少子高齢化時代ということで、思い切った施策をしなきゃなかなか人口が増えていかないというようなこともありまして、そういう中で児童生徒の医療費がまず、これは中学校3年まで無料になっておりますけれども、この辺のところをまず高校まで延ばすような、そういうことはできないものか。それと、例えば保育園児、あるいは幼稚園児ですね、そういうものの給食、こういうものも無料化にすることはできないのかということでございます。

それともう1点は、今回高校まで通学費の助成を行うというようなことで予算に盛り込まれておりますけれども、いろいろな事情がありまして、中学生でも秋田市まで、例えば秋田市あたりまで通学するそういう中学生もおりますので、その辺のところまで拡

充するというようなことはできないものかどうか、その辺のところのご所見を伺います。

○議長（伊藤榮悦） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 大変恐縮ですが、通告書にありませんでしたので答弁は差し控えさせていただきますと思います。ご理解のほどお願いします。

○議長（伊藤榮悦） 9番。

○9番（西村 武） 教育長、ひとつ今後の検討課題にさせていただきたいと思います。

それでは（2）ですけれど、この不妊治療ですけれども、ただいまご答弁をいただきましてよく理解しておりますし、今後委員会でも十分に審査の対象になっておりますので、まず出生率の向上、そういうものにつながっていくことを心から願って、この2番目の質問は終わります。

3番目ですけれども、ひとり親家庭自立促進支援の対応策ですけれども、これもひとり親家庭の児童の心身、そういうものを健全育成のために行うことなので、先ほども縷々その説明がありましたので、答弁がありましたので、これも終わります。

それから、（4）の介護離職者が多いというようなことをございますけれども、本市ではそのための離職者がいないというようなことなので、この国の方針と致しましては、要するに在宅介護サービスを充実させるということが今回の目的だと思いますので、どうかひとつそのように取り組んでいただきたいと思います。少子高齢化時代なので、例えば人材の育成・確保、これもひとつ進めていただければと思います。これも答弁ありません。

それから5番目の、市の該当者は4,000人ぐらいおりますけれども、賃金の低いという低所得者ということで、使い道については別に規制するそういう指導はないというようなことなので、やはりできる限り地元でその消費をしていただければと思います。そのような指導はあってもいいのではないかなと思いますけれども、指導がないというようなことでそれはそれでいいと思いますので、この5番も終わります。

（6）番ですけれども、先ほど産業建設部長から答弁いただきまして、よく理解致しました。国の方針がまだこの地方までの指導がないというようなことをございますけれども、まずTPPによりまして農業を取り巻く環境、そういう基盤を強固にしていかなきゃならないのではないかなと思います。そういう中で、やはり農業の経済に大きく影響するところもあると思いますけれども、ひとつその地域の農業の振興のためにひとつ頑張ってくださいと、このようにご指導していただきたいと思います。この1つ目の質問は終わります。

2つ目の「新住民と行政サービス」につきましてですけれども、現在新興住宅地の公園ですけれども、159カ所で70カ所がその遊具等が設置されておりました、その整備等につきましては地域自治会の方々から支援をいただいておりますということですが、やはりこれもやはりそういう潟上市に住んでよかったなというようなことからして、バランスよく例えば遊具等の設置、そういうものをやはり私はした方がいいんじゃないかなと思います。

農村公園ですけれども、これなども、私の地元でも農村公園がありまして、老人クラブの皆さんがその雑草、あるいは雑木、そういうものをボランティアでやっていますけれども、なかなか雑木の根が上に伸びて危険とかそういう話もありますので、これなどは、例えば今の多面的機能支払交付金、そういうものを活用して毎年きれいに整備はできないのかどうか。その辺のところを再度お伺い致します。

○議長（伊藤榮悦） 渡部産業建設部長。

○産業建設部長（渡部 智） 9番西村議員のご質問にお答えしたいと思います。

地域にある農村公園等の管理に関して多面的機能発揮事業で管理できないかというお話でございましたが、現在市としては、農村公園等も含め、公園と名のつくものは現在一貫して都市建設課の方で行っております。地元の方にもご協力いただいておりますが、先ほど例にもございましたとおり雑木等の根があって危険等の状況でありますれば、その情報を都市建設課の方にお寄せいただければ、都市建設課の方で検討していきたいと思っております。

多面的機能の方に関しましては、あくまで農村農地の維持管理及び美化に関する事業となっておりますので、農村公園という範疇に関しては、今のところ事業内容には組み込まれていないように理解しております。

○議長（伊藤榮悦） 9番。

○9番（西村 武） 多面的支払交付金、これは使い道が違いますから、これはできないというようなことなので、まずできる限り、そういう農村公園等もしっかりと整備をしていただきたいと強く期待をしておるところでございます。

1つ目の質問はこれで終わりますけれども、（2）番ですけれども、墓地ですけれども、追分の方、地区ですね、追分の地区は非常に新住民が増えていまして、私も宅地建物取引主任者としてよくそういう相談を受けますので、例えば今現在、追分地区で15区画が残っているということですが、現在は1件の申請もないというようなことで

すが、よくそういう相談受けますので、やはり将来的にはやはり墓地公園なり、あるいはそういう住民サービスですね、住民に対してのサービスの的なものがあるのもいいのではないかと思います。例えば追分地区には、宗教法人、そういうものの墓地はたくさんありますけれども、宗教との違いからなかなかそこに行かないとか、あるいは価格の面とかというのがありますして、そういう問題点もありますので、やはり市が率先してそういうものも積極的に取り組んでいくような姿勢が必要だと私は思います。これが住民サービスなんです。これまで追分地区、人口が増えているのは、潟上市で人口が増えているのは、やはりそういう、市もまずこのたび市街化調整区域の34条の11、これをまず緩和したけれども、やはり業者、民間業者、そういうものも相当まず頑張っていますので、これらに対してやはり、市長もこの間の答弁でもありましたように、秋田県の中で潟上市は2番目に住みやすいまちだ、市だと言われておりますので、そういうものにやはりこたえていくような、そういう施策ですか、そういうものも必要だと私は思います。市長どうですか。

○議長（伊藤榮悦） 石川市長。

○市長（石川光男） 市の造成というものを先ほど部長が答弁しましたが、今のところ15空きがあるという話でした。この件について需要と供給という言葉が当たるかどうか自信ありませんが、いずれにせよ追分地区は今のところ人口が増えておりますので、今民間でやっていることもちょっと聞きましたが、まだ空きがあるというような話も聞いておりますので、全体的なバランスというものも考慮しながら検討していかなければならないと思いますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 9番。

○9番（西村 武） ひとつ、秋田県の中で2番目に住みやすいまちだと言われておりますし、住んでみたいと言われておりますので、どうかひとつ新住民に対してもその期待にこたえるようなひとつ行政サービス、期待を致しまして、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（伊藤榮悦） これをもって9番西村 武議員の質問を終わります。

次に、14番佐藤義久議員の発言を許します。14番。

○14番（佐藤義久） 改めまして、おはようございます。14番の佐藤義久であります。傍聴の皆様には、大変ご苦勞様です。

通告順に従い、ご質問致します。当局においては明確なるご答弁をお願いして、質問

の1項目目、なぜ昭和庁舎は「こども園」と題してお伺い致します。

先般、昭和地区議員5人で文書により、昭和庁舎の利活用に関する申し入れを致しました。ご返信をいただきましたが、お答えがないものや質問の意味がくみ取ってもらえないものもあったので、改めて一般質問にし確認してまいりますので、明確なるご答弁をお願い申し上げます。

昭和庁舎を「こども園」としてについては、はじめに①の、市長が任命した「利活用検討委員会」の答申（報告書）は、25年5月29日に市長宛てに提出され、議会に写しを配付されております。これによると、19回の会議の開催の結果、パブリックコメント実施報告書をまとめた旨の報告です。保育所案は一切ありません。平成26年11月17日の議会全員協議会に「現庁舎利活用計画（案）」が、1案に保育所、2案に公民館兼出張所、図書館、社協事務所を提示されたものですが、突然に変更され、事業費も提示されました。過日、このことの質問を当局にお尋ねしたのですが、この時点のいきさつは議員の一般質問に答えているとのご返事ではご回答には当たりませんので、明確にお答えください。

次に②ですが、定員200名を想定しているようですが、現段階での潟上市で誕生した子どもは何人で、昭和地区は昨年度でのゼロ歳児は何人が誕生していますか、また、1歳児、2歳児、3歳児、4歳児、5歳児と、年次ごとにお知らせください。さらに、各年次何名の余力を持って計画していますか、お答えください。

また、③に、出張所機能をどうするかについては、旧庁舎周辺の公民館や学習館、介護予防センターの施設がありますので、利用する方向を検討しているとのことであり、流動的であります。我々は、地区市民による地域づくりの活動の拠点を必要としての問いかけでもあります。お答えいただきます。

次に④として、市民からの要望の多い「保健センター」の設置、また、周辺の団体事務所をどう扱うのかの問いについては、24年5月9日の現庁舎利活用検討委員会での報告は過去のものとしてありますとあり、その後も市民委員会の報告とされていて、公共的団体への貸し付けを検討すると、25年2月7日の全員協議会で説明もありました。いずれも屋上屋を重ねた会議を開きつつも反故にしての「保育園構想」は、委員の方々のご立腹も理解できます。地区住民の声を伺うところでは、「保育園構想」には諦めムードで嘆き、落胆の声が大きいと感じます。また、市民の中には、今になれば市全体の財産とあって、132のアンケート結果で判断することに疑問を呈する方々もいます。総じて

賛同できないということと考えますが、この点どのように受けとめておられるか、お答えをいただきます。

⑤として、新庁舎への集権統合型（新庁舎）はあっても、地区市民による地域づくりの活動の拠点は必要と思うがどうかの問いに、まちづくりの拠点は、従来からグリーンランド、八郎潟ハイツ、ブルーメッセと位置づけているとのお答えをちょうだいしましたが、3施設は観光交流拠点であり、地域住民の活動拠点とは思われません。飯田川・昭和は、昭和25年以来、合併までの55年間もの間、庁舎周辺をまちづくりの拠点としてきたことでもあります。市議会においても、八郎まつりの会場をご心配のご意見もありました。地域住民は、自他ともに拠点と認識しているところでもあります。前にも発言の機会がありまして、各地区の拠点は、追分・二田・昭和飯田川は人口比率からも3地点であり、トライアングルで地域振興を図るべきと申し上げてもおります。そのような構想があったとも記憶していますが、この点についてのご所見を伺います。

次に、八郎潟ハイツ跡地利用と飯田川庁舎の利活用についてですが、八郎潟ハイツの跡地利用については、このたびの全員協議会において進捗状況を報告いただきましたが、建築費を8億8,000万円としておられました。この床面積は幾らと想定しているのでしょうか。また、県の2億円の補助金を取得できる建築物を目指してプロジェクトに参画し、決定されることになるとのことのようにです。県の防災備蓄基地を担う建物と聞き及びましたが、差し引き6億8,000万円は、現時点での市の全額負担と考えて間違いありませんか。また、できるだけ施設内容を詳しくお聞かせください。お答えいただきます。

次に、②の飯田川庁舎の利活用についてですが、利活用について近年余り触れておりません。出張所を配置されて以来取り沙汰されておりませんが、どのようにお考えかをお尋ね致します。お答えいただきます。

以上で壇上からの質問と致します。

○議長（伊藤榮悦） 当局より答弁を求めます。肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 14番佐藤義久議員の一般質問の1つ目、なぜ昭和庁舎は「こども園」についてお答え致します。

答弁に先立ちまして、質問の言葉に確認をしなければいけないところがあります。一言申し上げて答弁にかえさせていただきたいと思えます。

ただいま佐藤議員からは「答申を反故にした」とのご指摘がありましたが、「反故にする」とは、「約束や決まりなどを取り消したり、破ったりする。無効にする。破棄す



る。」こういう意味として大辞林に載っております。

また、利活用検討委員会の所掌事項は、現庁舎施設等の利活用について各種意見をまとめ、提言・報告することとしており、この委員会は諮問に応じて答申するような委員会ではございませんので、平成24年5月に報告書を提出していただいております。したがって、佐藤議員からこのように指摘されるようなことはしておりませんし、当たらないものと思っております。

それでは、ご質問の1点目についてお答えしたいと思います。

このことにつきましては、今年の2月2日付で、佐藤義久議員を含む市議会議員5名の連署で申し入れの文書が提出されました。2月8日付で回答しております。

「こども園」の案につきましては、平成22年7月12日開催の潟上市議会庁舎建設調査特別委員会への提出資料の「既存庁舎の活用計画」の中で提案し、同年8月3日開催の特別委員会で内容を説明したものであります。特別委員会の調査項目に入っていました既存庁舎の利活用については、方向性が出るまで相当の時間も要するところから、当時石川市長も出席し、是非議会からの提案や意見、そのような案があったら出していただきたいというお願いを致しております。議会特別委員会の中では、明確な意見集約がされませんでした。その後、議員の方々や市民の皆様から、昭和庁舎の活用案の一つとして「検討すべき」というご提言を受けておりました。さらに、平成22年11月30日の12月定例会本会議において、潟上市議会の庁舎建設調査検討特別委員会報告書が特別委員長から説明・報告されました。その報告書の中に昭和庁舎の活用計画として、潟上市幼保一体化施設基本計画に基づいて「認定こども園」を整備する案が明記されております。質問の突然の変更ということではないことを申し上げたいと思います。

このように経緯や利活用検討委員会からの提言や意見を踏まえ、慎重に慎重を重ね検討した上で、平成26年、昨年ですが11月開催の全員協議会で提案したものであります。一昨年ですか。

それから、ご質問の2点目の「待機児童の解消に余力は」についてお答え致します。

今年度の出生数については、現段階、2月26日現在ですが、現段階で市全体では177人、このうち昭和地区は31人です。また、昨年度の昭和地区の乳幼児数については、ゼロ歳児は37人、1歳児は32人、2歳児は37人、3歳児は32人、4歳児は40人、5歳児は35人です。ゼロ歳児から5歳児までの合計は213人となります。計画定員の200人を上回っておりますが、保育に欠けない児童につきましては、3歳以上の入園

になりますので、特に問題はないと思っております。

ご質問の3点目の「出張所機能をどうするか」と5点目の「地域活動の拠点について」は、関連がございますので合わせてお答えを致したいと思います。

旧昭和庁舎周辺には、昭和公民館や学習館、昭和介護予防センターの施設がありますので、できるだけこうした施設を利用する方向で検討しております。

なお、佐藤議員からは、出張所が地域づくりの活動の拠点であるかのような指摘がありました。出張所は市民と行政をつなぐサービス窓口であって、地域づくり活動の拠点にはなり得ないと思っております。まちづくり活動の拠点は、従来から、天王地区は「天王グリーンランド」、飯田川地区は「八郎潟ハイツ」、昭和地区は「ブルーメッセあきた」を拠点施設としたシンボルと位置づけております。

ご質問の4点目「市民の要望・地区住民の声をどう受けとめるか」についてお答え致します。

質問の最初に「市民からの要望の多い」とありましたが、私どもにはこうした要望が出されたことはございません。何を根拠に要望の多いと言われたのか、理解できません。

また、ご質問中に「屋上屋を重ねた会議を開きつつ反故にした」とありますが、この言葉は真剣に議論していただいた検討委員の皆様に対しあまりにも失礼に当たるのではないかと、このような言葉であります。

さらに「反故」にしたつもりは全くなく、市民委員会からの報告書を参考に熟慮に熟慮を重ねたものであります。

さらに、ご質問中に「諦めムードで嘆き、落胆の声大きい。総じて賛同できない」とありましたが、何を根拠にこのようなことをおっしゃるのか全く理解できませんし、お答えできるものではありません。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） 鑑副市長。

○副市長（鑑 利行） 質問の2つ目「八郎潟ハイツ跡地利用と飯田川庁舎の利活用について」お答え致します。

はじめに、ご質問の1点目の「八郎潟ハイツ跡地利用」についてであります。

先月19日の議会全員協議会でもご説明申し上げましたとおり、防災基地と健康づくりの拠点を合わせた施設で約1,500㎡程度、県と連携した防災備蓄庫は約170㎡程度と見込んでおります。

また、「秋田県市町村未来づくり協働プログラム交付金」は2億円が交付の目安となっており、それ以外につきましては本市が負担することとなります。その財源につきましては、さきの全員協議会でご説明したとおり、合併特例債のほか、新たな補助金等の活用を今後検討していく考えであります。

なお、現在、県と本市の合同プロジェクトチームでの検討を進めている段階でありますので、今後、施設整備内容等に変更が生じる可能性がございますことをご理解願います。

2点目「飯田川庁舎の利活用について」であります。昨年9月議会の伊藤正吉議員の一般質問で、「旧飯田川庁舎の潟上市社会福祉協議会の配置の考えについて」のご質問があり、「スペース等の課題もありますが、今後検討していきたい」とお答えしており、現在も検討中でございます。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 14番、再質問ありませんか。14番。

○14番（佐藤義久） こども園についてでありますけれども、私の記憶では、全員協議会の際にも1案、2案どちらにすればいいかというぐらいの話から始まっておると記憶しておりまして、保育園案というのは次に出てきたということだと思っております。2案の公民館兼出張所、図書館、社協事務所等々の報告もありましたけれども、これについては常に当局は、この後、町内会長さんの会議の中で説明をしていくという報告だけに終わったと記憶しておりますけれども、その点いかがですか。

○議長（伊藤榮悦） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 全員協議会の1案、2案に提出してありました。その際に、全員協議会に報告しながら、その次の協議会、あるいは議会、いろんな動きが出てきますが、その間に、どちらにするかという考え方とか、あるいは以外の考え方とか、いろいろそういうことを私どもご期待したところがございます。ところが、なかなかほとんどないという状態ございました。そういう中でございましたので、そういう報告をしながらいろいろやっтер中で動きがどんどん動いていくものです。そういうことで、アンケートやら協議会の中で、そしてその結果やら、これも協議会、あるいはまたアンケートを出すということについては、それ以前に全協でも説明がありますし、そういうところを含めて流れがあって行政が常に動いているということがございますので、去年の数カ月前から見ると、どんどんどんどん変わってきているというところに14番さんから

しっかりと受けとめてほしいなということを思っております。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 14番。

○14番（佐藤義久） いや、今教育長さんから、全員協議会で逐次報告しながらご意見はなかったと。意見を求めた経緯はないと私記憶しておりますが、事実ありますか。

○議長（伊藤榮悦） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） ありません。それは、意見を申し述べる機会はいろいろあるだろうと。いわゆる通常でも個人でも、あるいは会派とか、あるいはいろいろあるかと思えます。行政と常に、開いていますので、そういう意味では通常の時でもいろんな形でできるだろうと私は考えています。そういうことで、報告があったから云々ということではなくて、その辺の思いというのが私どもと意見のその部分のずれがあるのかなと。閉ざしているのかなという、大変恐縮でございますが、みずから閉ざしているのかなということ言えば大変なことになります、今ここでそんなことをぼんと思ったところでございます。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 石川市長。

○市長（石川光男） 今意見を求めたことがあるかというご質問でしたが、今教育長答えました。我々は常に、1案でも2案でも提示した時点で、皆様のご意見はいかがですかと必ず聞いてますよ。

○議長（伊藤榮悦） 14番さんにちょっとお願いしますけれども、質問ということで、この答弁に対する質問ということで、こうであるか、こうでないかとかっていうんじゃないで、質問をきっちりしていただきたいと思えます。

○14番（佐藤義久） 教育長がお答えしたことに、事実ありましたかと聞いたわけです。

○議長（伊藤榮悦） 宜しくお願いします。

○14番（佐藤義久） 市長が常に問いかけしておりますとおっしゃいましたけれども、全員協議会のときも報告でそそくさと帰ったこともありまして、意見を求められたという思いはありませんので、教育長にもお話したいと思えます。

○議長（伊藤榮悦） はい、続けてください。宜しくお願いします。

○14番（佐藤義久） まずこのやりとりは、こども園、22年11月30日、先ほど教育長から報告がありましたけれども、22年度以降の説明は26年11月17日の全員協議会までの間、

全く問い合わせはなかったと思っております。それで27年8月4日、教育長から、132人分のアンケートの結果、報告がありました。で、27年の9月、行政報告でその説明があったと記憶しております。

ところで、1番目はまずやめまして2番目の定員ですが、この間の昭和地区の町内会長さん、町内会の皆さんに報告なりされたときの配付された資料の中ですが、私も会議に参加させていただきましてけれども、定員200名を想定していることは承知しておりますが、先ほどの報告の中で、昨年といいますか、27年に生まれた子どもが、1歳児で32名、2歳児で37名、3歳児で32名と、昭和地区の子どもに限ってお伺い致しましたけれども、予定では5歳児、4歳児、3歳児で40名ほどの予定、それから2歳児、1歳児、ゼロ歳児で30名という予定してありますが、これに過不足はありませんか。予定に満たないといいますか、生まれた人数よりも少ない年ございませんか。余力はないかという部分です。

○議長（伊藤榮悦） これはあれですか、説明に対して実態はどうかということですか。  
（「間違いじゃないかということ…」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） いやいやそうじゃなくて、実態が、この報告した内容について、今実態は変わりないですかということのようです。

肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 児童の数は数として、3歳以上の入園になるということですので、特に問題はないということをお先ほど申し上げたところです。

○議長（伊藤榮悦） 14番。

○14番（佐藤義久） 先ほど数字をお伺いしましたところ、間違いのないようですのでよろしいです。

それから出張所機能ですが、出張所機能をどうするかについて、拠点と考えていないと。どうしても地域の我々としては、出張所であれば中枢機能だなというような感覚であります。先ほども申し上げましたけども、ブルーメッセやハイツやくらはら観光交流施設ではないかなと思っております。昭和の庁舎から出張所がなくなるということにささか懸念があるわけですが、全体的に全部が出張所で使われる施設ではないとも思っております。一部市民に開放する施設であってもいいのではないかという観点からお伺いしたわけで、ちょっとその辺もう一度。

○議長（伊藤榮悦） まとめてすみませんが、もう一度、質問の具体的内容をお願いしま

す。

○14番（佐藤義久） いや言ったとおりで、教育長から、出張所が地域の拠点だと考えてないような話でしたね。そのことについて、我々は昭和の庁舎に限って言わせていただければ、出張所機能だけに使うんでなくて、もろもろの会議とかにも使えるし、外郭団体も入れるんだらうしという考えからこういう話をしているわけで、もう一度その辺。

○議長（伊藤榮悦） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 出張所等については、当局の方でございますが、これは今「こども園」という、建設しようという動きが、動きというよりも今年度の予算に実施設計料をご承知のとおりあげて計上してあります。ですから、出張所そのものの拠点ということは、先ほど言いましたように窓口のサービスの欠けないものとしてあります。そうなると、拠点といういろんな捉え方、皆さんあると思います。ただ、その行政の窓口そのものだけをもって拠点ということはいかがかなと思っておりますし、庁舎そのものが「こども園」としてお願いするということで計上していることですから、ここの基本形が、もう違うんですね。ですから思いは、言ってることはわかりますが、現実はまだ動いているという状況の中で私話をしているわけで、その点をご理解していただかないと、どこまでも話がかみ合わないんじゃないかなという感じをもっています。

○議長（伊藤榮悦） 14番。

○14番（佐藤義久） 理解できませんが、教育長、追分の出張所もまずほかの機能で使ってるわけですね。だから昭和庁舎も、出張所機能があればほかの残った部屋はほかにも使えるんだらうという観点からお話してるわけで、出張所が中枢機能、出張所のある場所が拠点であろうという考え方をもっての質問ですので、その点ご理解ください。

もう一つ出張所の機能に関してですけども、庁舎建設にかかわったときに、地耐力に問題があるとして庁舎の活用に難色を示した土地が、今の昭和庁舎のある場所であります。そこを「こども園」にすることにいささか疑問を感じますけども、この点いかがですか。

○議長（伊藤榮悦） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 地面が軟弱というような意味合いの話だと思いますが、その時点で庁舎が建つときに、しっかりと地面を調査したものと私どもは思っております。

○議長（伊藤榮悦） 14番。

○14番（佐藤義久） しっかり調査したんだろうと、昭和町時代に建築したもので、当初は地耐力十分という感じで建てたんですが、この庁舎を、今の庁舎を建てるに当たって昭和庁舎の活用を話した時点で、地盤軟弱ということはいさか難色を示した、こういう節があります。その時点で、まあ市長さんお答えになるようですから、軟弱地面に難色を示したことに今「こども園」にするということはいかかなものかなということ、その所見を伺いたいということです。

○市長（石川光男） 反問権。

○議長（伊藤榮悦） 反問権はちょっと限定がありますので。

石川市長。

○市長（石川光男） 今質問でちょっと理解できないところもありますが、いずれにせよ、昭和庁舎、昭和地区全体が軟弱地帯だということはわかりますね。その質問そうですね。それで昭和庁舎が軟弱であったものを、なぜ「こども園」にできるかという質問ですか。

○議長（伊藤榮悦） そうです。

○市長（石川光男） そういうことでしょうか。

○議長（伊藤榮悦） はい。

○市長（石川光男） じゃなぜ昭和庁舎が今まで活用したんですか。昭和庁舎が軟弱だから、昭和庁舎に使用に耐えないということではなくてですよ、今まで何十年間というのは昭和庁舎は昭和庁舎で活用してきたんですよ。あなたの質問は矛盾があります。

○議長（伊藤榮悦） 14番。

○14番（佐藤義久） 市長、この庁舎建てるときに、昭和庁舎を活用したらいかがでしょうかという意見を私出したことあります。わからない。忘れまして。いや、合併してからですよ。何の話ですか。

○議長（伊藤榮悦） 14番さん、ちょっと今の話は、この昭和庁舎の「こども園」ということで話をしてるんで、その地質がいわゆる軟弱であるがゆえに問題があるんじゃないかという質問のようですけども、今までそういうふうな十数年もちゃんとやってきたという前提があるので問題はないんじゃないかと。だからその質問というのは、これは趣旨から外れてるんじゃないかと思うんですが。前に進めていただきたいと思います。

石川市長。

○市長（石川光男） 私、席で知りませんと言いましたが誤解ありました。新しい庁舎をつくるときは、合併法定協議会の席上で新しい市役所は旧天王町に建てるということ

なんですよ。わかりますか。それで、昭和庁舎を軟弱だからそれでだめでここに建てること、大間違え。合併当時、法定協議会で旧天王町に建設すると書かれているわけですよ。それを我々が履行したというだけであります。

○議長（伊藤榮悦） 14番。

○14番（佐藤義久） 市長の答弁のとおりだと思いますけど、私が昭和庁舎を活用してはいかがかという提案をしたときに、あそこは地盤が軟弱で、当時市長が庁舎におった頃ですから、地盤軟弱でと、前の前の前の部長さんですか、おっしゃってましたけど、ご記憶ありませんか。

○議長（伊藤榮悦） ちょっと待ってください。質問が、この今までのいわゆる「こども園」をそこに建てるということの趣旨からちょっと外れてるような感じするんですけども、したがって前に進めていただけませんか。14番。

○14番（佐藤義久） 軟弱な地盤で「こども園」を計画するのかということについて、ご所見を伺いたいと。

○議長（伊藤榮悦） ですから先ほど答弁としては、要するに今までちゃんとそういうふうなことを調べて昭和庁舎を建設して、十数年も20年もなると。したがって、そのところは特別問題ないという前提で話をしたわけですので、やはり軟弱のところまで踏み込んでお話しして、いやこれはちょっと「こども園」を建てるのは問題じゃないかということとはね、やはりちょっと趣旨から外れてるんじゃないかと思うんですけども。前に進めて、納得できませんか。14番。

○14番（佐藤義久） まずいいです。次に進めます。

質問の3番目ですが、市民からの要望の多いということを書き出してたんですけども、これについては教育長のところには耳立てがないというようなお話でしたけど、一般の方々のご意見を聞くと、まあ代表して保健センターなんて言ってるんですけども、一般市民が使えるような施設にしてほしいもんだなど、嘆き悲しみしておるっていう感じがします。ということを申し上げたんです。まずその点、何回かの会議もしくは検討委員会等々の答申を反故してのという、反故の言葉にも大した抵抗あったようですが、結局それはないものとして、そして改めて進むという方向ではちょっと疑問だなということで理解しがたいところがあったわけです。ということで、もしご答弁があればお伺いしたいと。ない。なければ私引き続き質問します。

どうしても新庁舎に集権するような格好に今捉えておりますけども、地区の活動拠点



というのは必要と思ひまして、先ほども申し上げましたとおり「ブルーメッセ」、「くらら」、「ハイツ」は観光拠点施設だと思ひます。まず地域的には、やはりそれぞれの地域を振興するような政策をもつていただきたいなということで、地区住民は総じてという言葉、まあ賛成の方もおるでしょうけども、大方私の聞き及ぶところでは別のものに活用してほしいもんだなという意見がありましたので、申し添えておきます。これで庁舎の関係終わります。

次にハイツですけども、この面積的なもの、この前の協議会の際に私聞き漏らしたかもしれませんが、今、1,500㎡を予定、備蓄基地は170㎡という面積は、私の耳では初耳です。というようなことで、市長が先般の行政報告の中で、早期着工を期待するという意見があったとのお話でしたけれども、説明には副市長が行ったと聞き及んでおりますが、副市長行ってますか、説明。

○議長（伊藤榮悦） 通告の中に入っておらないんですが、答弁しなきゃいけないですか。

○14番（佐藤義久） 議長、八郎潟ハイツの件でお伺ひして、行政報告の中でハイツの説明に行ったら早期着工を期待する意見があったということでしたので、そのことを事実ですかと聞くことは、通告にないのでいけないんですか。

○市長（石川光男） 副市長が行きましたかという質問でしょ。

○14番（佐藤義久） いや、行かなければ行かないなりに、行けば行ったなりに。

○市長（石川光男） 通告書に何もありませんよ。

○議長（伊藤榮悦） いやいや。

○14番（佐藤義久） ハイツのことが入ってるからいいんじゃないですか。いかがですか、議運の委員長。

○議長（伊藤榮悦） いや違う。ちょっと待って。今そこまで、まだ行ってないです。ですから話をね、今話の中身は、副市長がそういうふうな答弁、言ってみれば、こういうふうな声があったということを使ったので、それは事実ですかどうかっていうことを聞いたわけでしょう。

○14番（佐藤義久） はい。

○議長（伊藤榮悦） 答弁をお願いします。石川市長。

○市長（石川光男） 行政報告には、飯田川の自治会長の説明会があって、その中では早期着工を望む声が多くありますということを知っておりますと、こうしゃべってます。聞いておりますと。

○議長（伊藤榮悦） 14番。

○14番（佐藤義久） 確か市長、今おっしゃったように聞いておりますって言うから、どなたかが行って、どなたかから聞いたという話だったと思ったので確認したんです。

特例債についてもお答えがあったと思います。県の備蓄基地の面積170㎡ということですが、これ面積確認して、県が負担することでしょうかね。ここお答えいただきたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 鑑副市長。

○副市長（鑑 利行） 14番佐藤議員にお答え申し上げます。

備蓄基地については、現在、先ほども答弁でお答えしたとおり、この後変わるかもしれませんがというあらかじめお断りの答弁をさせていただいております。現在検討中ですが、170㎡のうち、県が幾ら、市が幾らというふうな負担割合については、この後確定しますので、現在ははっきりした数字はここに出すことはできない状況でございます。ご理解願います。

○議長（伊藤榮悦） 14番。

○14番（佐藤義久） 市が提案した施設ですが、総務部長のお話ですと面積が運動施設が若干少なくなったという話もありましたけども、現在の建物は全面取り壊しということになりますか。

○議長（伊藤榮悦） 鑑副市長。

○副市長（鑑 利行） 14番佐藤議員にお答え申し上げます。

現在の施設は全て取り壊しという形になります。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 14番。

○14番（佐藤義久） 大変ご苦労さんでした。終わります。

○議長（伊藤榮悦） これをもって14番佐藤義久議員の質問を終わります。

次に、8番藤原典男議員の発言を許します。8番。

○8番（藤原典男） 議長、5分間休憩をお願いします。

○議長（伊藤榮悦） ああ、そうですか。

お諮りします。休憩します。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 暫時休憩致します。

午前 11 時 29 分 休憩

午前 11 時 36 分 再開

○議長（伊藤栄悦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8 番藤原典男議員の発言を許します。8 番。

○8 番（藤原典男） 日本共産党の藤原典男でございます。朝早くから傍聴に駆けつけた市民の皆さん、本当にご苦労様です。また、今議会を準備されました市長はじめ当局の皆さん、本当にご苦労様でございます。

新年度予算が提案されております。特に新規事業が多いということでいろいろ精査しましたが、子育て支援では本当に充実された内容、そしてまた、その他の事項についても市民の目線に沿った予算と思い、私は大歓迎致したいと思っております。

それでは、通告に従いまして、1 つ目は T P P 交渉と本市の農業支援策について、2 つ目は障がい者への福祉政策について、3 つ目は高齢者ふれあい交流支援事業についてお伺い致しますので、宜しくお願い致します。

それでは 1 つ目、T P P 交渉と本市の農業支援策について伺います。

T P P の大筋合意で日本は、コメや牛肉・豚肉など重要 5 品目のうち 3 割、輸入農林水産物全体では 81% の関税撤廃を約束しました。一方、米国の自動車輸入関税の撤廃は 25 年先となります。T P P が発効されれば、日本は農業だけでなくあらゆる産業に影響が及びます。医療分野では、保険の利かない医療の導入や、ジェネリック医薬品の制限で医療費の大幅な負担も出ると懸念されております。コメなど重要 5 品目の関税撤廃を認めないとした、国会での全会一致の決議に反するものです。2 年前、政府は T P P で実質 G D P のプラスは 3.2 兆円としましたが、2 年後には 13.6 兆円増となる。農林水産業のマイナス影響は 3 兆円減としましたが、2 年後の 2015 年では 1,300 億円から 2,100 億円程度減としております。同じ試算で計算すると、G D P ではわずか 5,000 億円、農林水産業では 1.6 兆円とする試算もあります。2 年前の試算とは大きな違いです。政府の計算は意図的修正ではないか、農業関係団体などが憤っております。政府試算について、地方紙も「農家や地方の反発をできるだけ抑えこみ、参議院選挙を有利に乗り越えたいという政権の思惑もすけて見える」と報じたものもありました。政府は 12 月 24 日に、T P P 発効による経済効果試算の中で、実質国内生産が 2.6% 押し上げられ、農林水産分野は国内対策により維持され、食料自給率も下がらないという内容を発表しております。

T P Pは「大筋合意」の段階に過ぎず、協定文の完成にこぎついておりません。仮に発効しても、関税品目の拡大や撤廃時期の繰り上げを行うための協議が義務づけられており、さらに参加国が拡大する動きもあり、試算する前提が定まっていないのが現実です。アメリカでさえ、国内の影響試算は2016年5月以降となるとしています。コメで言えば、輸入量と同量の国内生産米を買い上げるとしても、安い主食用外米が外食・中食需要と競合することは明白であり、国内価格への影響は避けられないはずです。農林水産業を維持・発展させるために、T P P交渉から離脱するとともに、輸入農産物をコントロールすることや、欧米並みに生産費と販売価格の差額を補填する価格補償制度、家族経営を軸に国を挙げた後継者・担い手対策に踏み出すことが求められていると思います。

秋田県農林水産部は、県のT P Pへの影響額を、国が公表した試算で計算した場合の試算を発表しました。それによると、農産物ではコメが影響力はゼロ円で、小麦、牛肉、豚肉等の合計額は約7.1億円から14.2億円、農林水産物合計では約33億から40.3億円としておりますが、前回の試算とは大きな違いがあり、農家の皆さんは納得しないと思います。そして今後、減反への補助金の制度がなくなり、コメを自由に売買するのも農家任せとなります。農業に希望を持ち、食料自給率の維持向上、安全・安心な食料の提供を農家の皆さんがどのように取り組んでいくのか、後継者問題も含め、自治体の指導・援助は不可欠です。本市での今後の農業支援策を伺いたいと思います。

2つ目の質問に入ります。障がい者への福祉政策について伺います。

障がいを持っている方々が、障がいのために不自由なことがあっても生き活きと毎日を送れるように、その方を取り巻く地域も家族も含め、地方自治体の取り組みは大切な取り組みの一つだと思います。生きがいある人生を障がいを持っている方も送れるように取り組むことは、人間の尊厳を守る取り組みでもあると思います。憲法13条は「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」とあります。この精神に沿って地域も行政も取り組みをしていかなければなりません。障がいを持っている方が経済的にも精神的にも安心して過ごせるよう、国でもいろいろな施策を行ってきておりますが、課題も大きいものがあると思います。

先日配付されました潟上市地域福祉計画第2期（案）では、身体障害者手帳の所持者は、この5年間横ばいで、1級から6級までの方は1,620人前後で、3級はやや増加傾向にあり、知的障害者養育手帳所持者は240人程度でほぼ一定、精神障害者保健福祉手

帳所持者は、1級の増加が顕著となってきているとあります。障がい者福祉にかかわる法律は、介護保険法や改正となった障害者総合支援法など重なりますが、私は近年多くなっている精神障がい者支援と身体障がいの皆さんが必要として利用している日常生活用具給付事業などについて、今後の取り組みを伺いたいと思います。

精神科病院は、新規入院者の87%が1年未満で退院する一方、約20万人が1年以上入院しております。毎年5万人の長期入院者が退院する一方で、新たに5万人が長期入院者となっております。精神の病気を患った方は、長きにわたり普通の生活に戻ることができません。精神的な苦痛がひどくて、病院に自力で行けないほどの重症の方もたくさんいると聞いております。その方たちも含め、精神障がい者の方のサポートをどうしていくのか、また、社会参加がようやくできるようになれば、就労に向かうための支援をどう行っていくのか、自治体の取り組みは大変やりがいもあると思います。精神科に通院している方は、自立支援医療受給者証に該当すれば自己負担が大幅に少なくなる制度や障害者年金の制度もありますが、その旨を病院の壁にお知らせのポスターが貼られていても、見るところまで元気がいかない方もおります。通院できない方や制度の知らない方へのサポートや、家族からの相談窓口の体制の取り組みはどうなっているのか、伺います。

次に、身体障がい者の皆さんが日常利用している日常生活用具給付事業や補装具支給制度、介護保険の適用で利用している、レンタルの高い用具もあります。障害者総合支援法では購入のようですが、少しでも経済的不安・負担をなくするために独自の補助制度をつくって支援してもいいのではないかと思います。ご所見を伺いたいと思います。

3つ目の質問に入ります。高齢者ふれあい交流支援事業について伺います。

高齢者が長生きで楽しく暮らせるように、敬老式やスポーツ大会などいろいろ取り組まれておりますが、高齢者ふれあい交流事業の取り組みについて伺います。

この事業は、数年前から始まりました。敬老式のある9月に、ご高齢の方を対象に天王温泉くらの入浴券とグラウンドゴルフの利用権が無料で利用できるセット券が交付されておりますが、よい事業だと思いますし、楽しみにしている方も大勢いると思います。しかし、その利用期間が1週間と、短いものになっております。この事業による利用実態はそれぞれどのようなになっているのか、伺いたいと思います。

1週間の利用期間ですので、時間が取れない場合は、せっかくの利用券がむだとなってしまいます。また、施設に人数も集中するものと思われます。自分の都合がとれる時

間に利用できるように、利用期間を敬老式のある9月いっぱいにしてはどうかと提案致します。また、施設入所になっていたり、最初から利用できない状態の方も多数いると思います。この事業の対象となる方の家族介護の労をねぎらうために、家族も利用してもいいのではないかとと思います。入浴もグラウンドゴルフも、仕事やいろいろな都合で利用できない方のために、予算内での商品券や個々が記念品を選べるようなことも考えられると思いますが、利用実態や今後の取り組み、考え方について伺いたいと思います。

以上、壇上からの1回目の質問を終わります。ご答弁宜しく申し上げます。

○議長（伊藤榮悦） 当局から答弁を求めます。渡部産業建設部長。

○産業建設部長（渡部 智） 8番藤原典男議員の一般質問の1つ目「T P P交渉と本市の農業支援策について」にお答え致します。

国ではT P Pの大筋合意を受け、昨年11月25日に農林水産分野におけるT P P対策案を発表致しました。それには、意欲ある農林漁業者が安心して経営に取り組めるようにすることにより確実に再生産が可能となるよう、交渉で獲得した措置と合わせて、経営安定・安定供給へ備えた措置の充実等を図ることとされております。今、我が国の農政は「農政新時代」とも言うべき新たなステージを迎えようとしております。これを受け、国ではコメ政策の見直しとして、減反の補助金制度、いわゆるコメの直接支払交付金を平成30年産からは廃止とし、それと同時に「行政による生産数量目標の配分」を行わないこととなっております。

今後の農業施策等の対応について、国が策定する需給見通しなどを踏まえつつ、生産者や集荷業者・関係団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行えるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組んでいく準備を進めているところでございます。

食料自給率・自給力の向上に向けた水田のフル活用対策につきましては、水田活用の直接支払交付金や地域の裁量で活用可能な交付金の制度は、形を変えて残るものと想定されております。また、後継者問題につきましては、新規就農者の掘り起こしなど、国が実施しております青年就農給付金事業等を有効に活用するとともに、農業者の支援策につきましても、現在市が行っている潟上農業生産力向上事業や水稻直播条件整備事業などを継続していくことを視野に入れながら、推進してまいります。

冒頭でも申し上げましたが、農政は今、新たな時代を迎えようとしています。今後も農林水産省や県が講じる各種対策や情報を見極めながら、意欲ある農業者が安心して経

営に取り組めるよう、関係機関と一体となり指導・支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 川上福祉事務所長。

○福祉事務所長兼社会福祉課長（川上裕隆） 8番藤原典男議員の一般質問の2つ目「障がい者への福祉政策について」にお答え致します。

障がいのある方が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていきたいという要望は、年々高まりつつあり、支援の仕方も多様化しております。障がいのある方の主体性・自主性を尊重し、地域の中で自立しながら安心して暮らすことができるよう、本市では障害者計画並びに障害福祉計画に基づき、障がいのある方の地域生活を支援してございます。

ご質問にあります「日常生活用具給付事業や補装具費支給制度利用者の経済的負担の軽減について」ですが、「日常生活用具」は、身体障害者手帳または療育手帳を交付された方が、円滑な日常生活を送ることができるよう、障がいの種類や障がいの程度により、必要な用具の給付または貸付を行う事業でございます。入浴補助用具や特殊寝台のように障がいの特性に応じて製作されるものが多く、長期に使用することが多いため、レンタルには適さないのが現状であります。また「補装具費支給制度」につきましても、身体障害者手帳を交付された方が対象で、身体の失われた機能を補完するため支給されるもので、個々の障がいに合わせた車いすや義肢等があります。費用負担につきましては、「日常生活用具」、「補装具」ともに本人や家族の課税状況に応じた応能負担であり、原則1割であります。修理等にも対応しており、経済的負担の軽減につながっております。

ご質問にあります「精神障がい者のサポートについて」は、精神障がい者が地域で生活していくためには通院医療が欠かせないことから、経済的負担軽減のため、引き続き精神科医療機関等と連携し、自立支援医療費精神通院の申請がスムーズにできるように努めてまいります。さらに、精神障がい者の地域生活を支援するため、介護給付・訓練等給付等の障がい福祉サービスと地域生活支援事業を組み合わせ、障がい特性に沿った就労継続支援や生活訓練を提供してございます。「家族からの相談窓口の体制」につきましては、本市では身体障がい、精神障がい、知的障がいそれぞれに対応できる相談先として、4事業所と契約し随時相談に応じてございます。

今後も、障がい者及びその家族の経済的負担や生活上の不安を解消し、安心して生活

が送れるよう、広報や市のホームページ等のほか、さまざまな機会を通じて障がい福祉サービスの周知徹底に努めてまいります。

また、市独自の補助制度の創設につきましては、障がいのある方が地域の中で自立して自分らしく暮らしていけるよう、国・県の動向を注視し対応してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 畠山市民福祉部長。

○市民福祉部長（畠山靖男） 藤原典男議員の一般質問の3つ目「高齢者ふれあい交流支援事業について」お答え致します。

高齢者ふれあい交流支援事業は、高齢者が積極的に仲間づくりを進め、お互いに交流を深めることにより、地域の人たちとの輪を広げ、心身ともに健康で生きがいをもって生活することができるよう支援することを目的に、市内に居住する70歳以上の方に利用券を配布し、9月15日の老人の日から1週間の老人週間を利用期間と定め、平成26年度から実施している事業であります。これまでの利用状況については、グラウンドゴルフ場が平成26年度が289人、平成27年度で272人、利用率はそれぞれ4.0%、3.8%となっております。また入浴施設は、平成26年度が708人、平成27年度が789人、利用率はそれぞれ9.9%、10.9%となっております。

ご提案の利用期間については、市老人クラブ連合会や自治会からの要望もございましたので、現在関係機関と調整中でございます。

なお、本事業については、老人福祉法の「地方公共団体は、老人週間においてその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう奨励しなければならない」との規定に基づき、市敬老式と同時期に実施している事業であり、記念品等の贈呈については想定しておりませんので、ご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） 8番、再質問ありませんか。8番。

○8番（藤原典男） まずT P Pについてなんですけれども、T P Pは国民からいろいろなアンケートをとった結果、国会決議に違反しているんじゃないかというのが69%、守ったのが7%というふうなことで、やはり国会のやり方に対して不満だっているふうなことですね。それで、やはり一番大事なのは、農家の方がこれからどういうふうになっていくのかというふうなことなんです。それで大筋合意しているふうなことにな



りましたが、この後、ほかの国でもね、日本でもそうなんですけれども、それぞれ議論、国会でもそうですし、ほかの国でも議論していくっていうふうなことで、特にアメリカでは議会そのものがT P Pに反対だっているというふうな意見がありますし、それから、先日発表されました政府のT P Pの農業への影響額が、少なく見積もっているんじゃないかというふうなことで、農家の方も言ってますし、それから市長の行政報告の中でも、「T P Pに関して不透明感は否めない」というふうな言い方もしてるわけなんですけれども、この農家の不安のいろいろありますけれども、これら今後の動向、T P Pの動向や、それから政府の試算額、そしてまた今後の農家の経営に対して、もし市長一言おっしゃりたいことがありましたら1回ここでお聞きしたいんですけれども、どうでしょう。

○議長（伊藤榮悦） 石川市長。

○市長（石川光男） T P Pについて一言ということですが、先ほど藤原議員もおっしゃりましたが、T P Pの批准そのものがどうなのかということが今問われています。というのは、ご指摘のとおりアメリカの大統領候補、民主党、共和党も、今のところ反対だと。これは十何カ国があるわけですが、アメリカが批准しないと、これできないでしょう、はっきり言って。先行きはどうかわかりませんが、そういうような不透明感があるということも事実であります。一方、県においては、農業の影響額がゼロだと言われていたのに対しては、県内の農家から、そういうことはないであろうというような指摘がされておりますので、それはそれながら、このT P Pに対する国というものは、やはり今までどおり一時金でその場を濁すことか、そういうような方法がまたぞろやられるのではないかという不満の声、不安の声もありますので、私たちはこれから秋田県に対しても、秋田県農業の充実・拡充、今のいわゆる攻めの農業と言ってますので、攻めの農業についても十分検討していかなければならないと思います。昨日の一般質問の中にも答弁しましたが、農協等、J Aとの協力が一番大切ですので、J Aが合併ということもありますが、それはさておいて、今後ともT P P難題を含めた農業のあり方について真剣に、なおかつ実態的な要望というものも県に対して出していきたいと思っております。

○議長（伊藤榮悦） 8番。

○8番（藤原典男） 先ほど部長の答弁の中で、いろいろ青年就農金の支援の問題だとか、それから潟上農業生産力向上事業とか、それから潟上市水稻直播条件整備事業等活用して農家を守っていくとか、そういうふうな方針が出されましたけれども、これでい

いのかというふうなこともあります。農家の方が、今市がやっている農業生産力向上事業、じゃあ今何なのかというふうなことをね、答弁ありましたけれども、そこら辺について、水稻事業の問題でももうちょっと詳しくお願いしたいんですけども、どうでしょう。

○議長（伊藤榮悦） 渡部産業建設部長。

○産業建設部長（渡部 智） 8番藤原議員のご質問にお答え致します。

先ほどの答弁で申し上げました、これからの攻めの農業で推進していきたいという考えております事業として、潟上農業生産力向上事業補助金というものをご紹介致しました。これは複合経営、コメ一本の農家から複合経営に転換していくという意欲的な農家に対しまして、管理機やパイプハウス等の購入に補助を助成していくものでございます。それで一応28年度は600万円の予算要求をしてございます。それからもう一つ、これも潟上市独自の補助事業でございますが、水稻直播条件整備事業補助金。これは要するに米作の低コスト化を推進していくものでございまして、この水稻の直播の際の乗用田植機やコメを鳥害から守るためのコーティングマシン等の購入に補助をしていくものでございます。一応28年度は2件の方に対して283万円ほどの補助を予定してございます。こういったことを来年度以降も拡大して、農家の経営の強力化に市としても携わっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 8番。

○8番（藤原典男） 秋田県はT P P対策として、2015年の補正と2016年の本予算では合計で301億円の農業に対するあれですね、補正予算を今提案されてます。そのうち農林水産業は合計で301億円で、農業関係では180億円というふうなことなんですけれども、今後の農家の方の生活をいろいろ考えますと、今60キロ当たり生産費が1万6,000円ぐらいだというふうに言われてます。それから、コメの輸入分を買い取ってどうのこうのっていうふうなことで、コメの価格に影響ないと言われておりますけれども、しかし安いコメが入ってくるというふうなことでね、生産費にも満たないお金、それから安いコメが入ってくる。そしてまた減反の補助金がなくなると、本当に農家の方がこれから大変だと思うんですよ。それで、県の方では年度内にT P P農業関連対策大綱を取りまとめるというふうなことで今考えているようなんですけども、これは知事答弁ですけどもね、それを受けて潟上市でもこのような対策をとっていくのかどうか。そこら辺を

ちょっとお伺いしたいと思いますけれども、どうでしょう。

○議長（伊藤榮悦） 渡部産業建設部長。

○産業建設部長（渡部 智） 8番藤原議員のご質問にお答え致します。

お話のありました県のT P Pの農業対策大綱の概要版が示されたということで、それに対する市としての取り組みでございますけれども、県の方でも、この大綱が出てからまだそんな時間がたっておりません。あくまで素案としての主要事業等、事業の中身等もうちの方で検討しておりまして、今現在、先ほどお話したような事業も盛り込まれてはおります、県の事業として。それと、そのほか新しい事業も縷々掲示されておりますが、その事業の中身についてまだ、先ほどの一般質問のお答えでも話しましたが、中身についてのまだ内容が定義されておりません。それを見極めまして、潟上市に合う事業を積極的に取り入れて、農家の皆さんの経営を守る行政を推進していきたいと思いますので、宜しくお願いします。

○議長（伊藤榮悦） 8番。

○8番（藤原典男） 今の答弁でしっかりわかりましたけれども、今後も農家、家族経営も含めた地域での自給自足、自立関係ですね、そこら辺を維持できるようにひとつ市でも力を入れて頑張っていたきたいというふうに思います。これでT P Pの農業関係については終わります。

次に、障がい者への福祉政策についてなんですけれども、最初に精神障がい者の方への援助なんですけど、いろいろ4事業所と契約しながらいろいろやってるというふうなことをお聞きしました。特に私、第1回目の質問でもお話しましたけれども、そこに至るまでの過程のまだ見えない部分が結構いるんですね。やはりね。それで本当に精神的にもう重い状態になって、毎日ただひたすらうちで寝ているしかないとか、昼夜逆転して大変だというふうな方々のやはり支援をどういうふうにしていくかというのはやはり地域の何て言う、町内会を通したいろいろなお話を集約していく以外に私はないと思うんですよ。家族の方からのそういうふうな相談があれば、やはりいち早く対応していただきたいというふうに思いますが、4事業所と契約した内容でのいろんな報告というのはこちらの方でちゃんと把握しているのでしょうか。そこら辺について伺いたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 川上福祉事務所長。

○福祉事務所長兼社会福祉課長（川上裕隆） 8番藤原典男議員の再質問にお答え致しま

す。

先ほどの4事業所は一応話しますと、社会福祉協議会、それと南秋つくし苑、三種町にあります大日寮、あと指定相談事業所のクローバーというふうな形で、4事業所となっております。そのところで利用した実績、月ごとにこういうふうな形がありましたというのをいただいております。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 8番。

○8番（藤原典男） そういうふうな取り組みをしているということで、やはり自立できる就労支援まで是非頑張っていただきたいというふうに思います。

それで、次に同じ福祉関係の日常生活用具等給付事業について伺いたいと思いますが、これ新しくなった自立支援の総合支援計画の方ですか、それから介護保険の交差する部分がありますね。まず私は、介護保険の適用になっている日常生活用具のレンタルのことについて伺いたいと思いますが、秋田県内ではまだ介護保険利用してのレンタルしたものに対しては補助がありません。やはり利用している方の実態を見ますと、施設介護のサービスを受けている、医療費がかかる、それからレンタルでお金がかかる。年金の少ない方はやはり生活が大変なんですよね。ですから、せめてレンタルしてる部分については、1割負担なんだけれどもさらに補助できないのかっていうふうなことのそのことを私問いたかったわけなんです、それについての見解についてちょっとお伺いしますけれども、どうでしょうか。

○議長（伊藤榮悦） 畠山市民福祉部長。

○市民福祉部長（畠山靖男） 藤原議員の再質問にお答え致します。

介護保険との関係ということでもありますので、私の方からお答え致します。

介護保険制度と障がい者の施策とのかかわりでございますが、障害者総合支援法による補装具品目のうち、車いす、それから歩行器、歩行補助つえについては、介護保険の福祉用具貸与の対象となります。したがって、要介護者等である障がい者については、これらの品目については介護保険の福祉用具貸与として給付を受けることとなります。ただし福祉用具貸与の対象品目については、標準的な既製品からの選択となるため、医師等による障がい者の身体状況の個々に対応するため必要と判断された場合には、補装具として支給されることとなります。

もう一つのご質問であります、日常生活用具と介護保険の福祉用具貸与との関連に

ついてでございますが、障がい者施策による日常生活用具の給付の対象者については、介護訓練支援用具、それから自立支援用具、在宅療養費等支援用具等となっております。日常生活用具給付の対象となり得る品目のうち、特殊寝台、それから特殊マット、体位変換器、移動移乗の支援用の用具等につきましては、介護保険の福祉用具貸与、福祉用具購入費の対象となります。これらの品目については、障がい者の状況に応じて個別に適合を図るものではないため、介護保険から給付されるものでございます。あくまでも介護保険制度については、1割負担、あるいは所得のある人は2割負担の適用となります。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） 8番。

○8番（藤原典男） 今、介護保険制度では1割負担というふうなことで、レンタルの場合そういうふうになってますけれども、ほかの自治体ではね、秋田県内ではないんですけれども、低所得者の方にレンタルした場合幾らか補助してるというふうな制度もありますが、これもしやるとすれば介護保険とは別に一般会計からの繰り入れとかそういうふうな形になりますか、会計的には。どうでしょうか。

○議長（伊藤榮悦） 川上福祉事務所長。

○福祉事務所長兼社会福祉課長（川上裕隆） 8番藤原典男議員の再質問にお答え致します。

日常生活用具に関しては、所得制限の中で非課税世帯が負担金がゼロと。それ以外は一応基本的に応能負担というふうな形になってますので、1割負担と。上限で3万7,200円となっております。あと、先ほどもお話ししましたけども、市独自の拡充については、やはりちょっとないので、国とか県の動向を見ながら進めていきたいと思っておりますので、ひとつ宜しくお願ひしたいと思ひます。

○議長（伊藤榮悦） 8番。

○8番（藤原典男） 私が提案したことについては今後の課題としていただきたいというふうに思ひます。

それで私、今のここに潟上市のホームページからとった日常生活用具等給付事業というふうなものが、これ潟上市のホームページにありまして、この中にはね、介護訓練支援用具、特殊寝台とか特殊マットとか、さっき言ひました体位変換器、それから自立生活支援用具として入浴補助用具とかいろいろ載ってます。それからまた在宅療養等支援

用具、そしてまた情報意思疎通支援用具、そしてまた排泄管理支援用具とか住宅改修費とかいうことで、市のホームページに詳しく載っているんですよ。これ私はやはり対応がね、親切だなと。何かこうあったとき、こういうふうなの利用できるんだなというふうなことで、わざわざ細かく載せてるあたりは私、福祉についてはかなり力入れてる、お知らせのところでは入れてるなと思うんですけども、ちょっと戻りますが障害者総合支援法では、実質的には用具については購入ということが原則みたいですね。それで低所得の方1、2の方は、購入費についてはゼロなんですけれども、一般の方は市民税課税世帯については3万7,200円、先ほど言いましたけれども、この負担があるわけですね。この負担を障害者総合支援法の独自の市の制度としても、何とかここにも支援の手を伸べていただけないものかなというふうなことの私の提言ですが、これについても今後の課題にできるものかどうか、そこら辺の考え方について伺いたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 川上福祉事務所長。

○福祉事務所長兼社会福祉課長（川上裕隆） 8番藤原典男議員の再質問にお答え致します。

日常生活用具の、先ほど一番先にお話したんですけども、やはり身体障がい者の形に合った、その人それぞれが使うものですから、どうしても購入というふうな形になってしまいます。今年度の状況をまとめて見てますけども、全体のやはり1割まで行かない分が自己負担と、まずなってございます。そうした中で、先ほども答弁してございますけども、この後やはり国とか県の動向を見ながら検討していきたいと思いますので、ひとつ宜しくお願ひしたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 8番。

○8番（藤原典男） 2つ目の問題はわかりました。

それから、最後の高齢者ふれあい交流支援事業について伺いたいと思います。

先ほど答弁ありましたけれども、老人福祉法により、そのふさわしい事業を敬老の前後して行うというふうなことで、いろいろ答弁ありました。それから見ますと、記念品だとか、それから家族介護の労をねぎらうためのどうのってというのは、まず老人福祉法によるふさわしい事業ではないというふうなことで私理解しましたけれども、ただ今やってるものについては、グラウンドゴルフは平成26年で289人の、率では4.6%、27年度では3.8%、入浴では26年度は9.9%、27年では10.9%。これせっかくやりながらやはり率が低くて、やはり利用したくてもできない方も多くいると思うんですね。話聞きま

すと、今老人会の方などからも要望があるということなのでね、敬老式のある9月いっぱいをはり利用できる期間にできないものかと再度再質問致しますが、老人会等の要望も兼ねて受けとめてやるべきじゃないかなと思うんですが、もう一度お願いします。

○議長（伊藤榮悦） 畠山市民福祉部長。

○市民福祉部長（畠山靖男） 藤原議員の再質問にお答え致します。

先ほども申しましたとおり、老人クラブ連合会や一部の自治会等の会合においてもちょっと要望がございまして、今現在、指定管理を行っているグラウンドゴルフ場、あるいはお風呂もありますので、そちらの方の指定管理している事業所と今現在検討中がございますので、28年度中にはある程度期間を延ばした形で実施したいと考えております。

以上であります。

○議長（伊藤榮悦） 8番。

○8番（藤原典男） いろいろ答弁いただきました。今の答弁もわかりました。これからも市民生活を向上させるために、市長はじめ職員の皆さん是非頑張ってください。どうも、終わります。ありがとうございます。

○議長（伊藤榮悦） これをもって8番藤原典男議員の質問を終わります。

これで一般質問は全て終了しました。

お諮りします。委員会審査等のため、3月5日から17日までの13日間、本会議を休会したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 異議なしと認め、3月5日から17日までの13日間、本会議を休会することに決定しました。

本日の日程は、これで全部終了しました。

よって、本日はこれで散会します。

なお、3月18日金曜日、午前10時より本会議を再開しますので、ご参集願います。

どうもご苦勞様でした。

---

午後 0時24分 散会

